

第二十七回
参議院商工委員会會議録第六号

昭和三十三年十一月十一日(月曜日)午後一時五十一分開会

委員の異動
本日委員高橋衛君及び小澤久太郎君辭任につき、その補欠として仲原善一君及び小柳牧衛君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 近藤 信一君
理事 青柳 秀夫君
高橋進太郎君
阿部 竹松君
相馬 助治君
委員 小澤久太郎君
小幡 治和君
大谷 賛雄君
古池 信三君
小瀧 彬君
小西 英雄君
小柳 牧衛君
西川弥平治君
仲原 善一君
海野 三朗君
岡 三郎君
島 清君
松澤 兼人君
堀原 茂嘉君
河野 謙三君
小平 久雄君
春日 一幸君

衆議院議員

國務大臣 前尾繁三郎君
通商産業大臣
政府委員 通商産業 小笠 公昭君
政務次官 川上 爲治君
中小企業庁長官 今井 善衛君
振興部長
事務局側 常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

本日の會議に付した案件
○中小企業団体法案(内閣提出、衆議院送付)(第二十六回国會繼續)
○中小企業団体法の施行に伴う關係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(第二十六回国會繼續)

○委員長(近藤信一君) これより委員會を開会いたします。
まず委員の異動について御報告いたします。本日高橋衛君が辭任され、後任に中原善一君が委員に選任されました。
○委員長(近藤信一君) それではこれより議事に入ります。
前回に引き続き中小企業団体法案、中小企業団体法の施行に伴う關係法律の整理等に関する法律案及び中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案

を一括して議題といたします。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。
○堀原茂嘉君 団体法に關連しまして若干の疑問を質問したいと思ひます。第一は、五十五條に關連します認証の点であります。昨日もこの点に關して質疑応答が繰り返されたのであります。重要な問題でありますので、この際明確な御答弁をわづらわしたいと存じます。
○國務大臣(前尾繁三郎君) 認証の先般の御質問に、あるいはあいまいな点があると悪いので、はっきり認証の定義についてお話し申げます。加入に支障があるというものは、本人の主觀的判斷で支障を感じておる状態でありまして、認証と申しますのは、加入に支障があるという本人の意思表示を受けまして、加入に支障があるという状態を認証する行為であります。
○堀原茂嘉君 次に、商店街組合についてお伺いいたします。先般私、岸總理にも伺ったのでありますが、この点は通産大臣の御答弁に待つことにしたのであります。私のお伺いいたしましたのは、商店街組合は現在在りて多数あるのではありませんか、第九條の關連において第九條の適用を受ける商店街組合というものは、一体どの程度ある見通しであるか、全国的に見まするとわずかしいかもわかりませんが、たとえば東京都というのに限定してもけっこうでありますけれども、どういふ見通しを大臣が持っておられる

か、この点をお答えを願ひたい。
○國務大臣(前尾繁三郎君) 御承知のように、商店街組合は現在共同經濟事業を中心として發展してきております。しかし、この商工組合に該當したしますためには、不況要件に該當しなければならぬ。おそらく私の予想するところでは、もよりの百貨店の販売競争というふうなこと、あるいはもよりの百貨店の圧力で同じ区域の中にも商店街組合につきましては同業者も相當あるのであります。それらが非常に過當な競争をするという場合に、組合を作ることに相なつておるのであります。そのおそれなく調整事業といたしましては、商品の品質を必ず表示させるとか、容量をごまかさないと、あるいは売り出し方法の統一をはかる、あるいは商店街全体として調整事業を実施する必要がある場合にあると思ふのであります。その数はただいまのところは予想はできません。百貨店の非常な圧力を受けるというふうなところで、百貨店に対して組合交渉をするというふうな場合に、自然發生的に出てくるというふうな考へておるのであります。もちろん、現在におきましても、營業時間をきめるとか、あるいは休日や設けるところをきめるとか、特段の調整事業で過意金を取つてまでやる必要もございませんので、これは広範圍に行われていることであります。ところが、こういう調整事業をやりますと、そういうのも一つの内容になつてくるのじゃないかというふうな考へて

いるのであります。ただいまのところ、数はこれこれという予想はつきませんが、あるいは相當数である可能性はあるのではないかと、かように思つております。
○堀原茂嘉君 大臣の御答弁では、相當数である可能性があるという御答弁であります。一応その御答弁でその通りに承しておきますけれども、申すまでもなく、本法によります組合は、強制加入を反面において伴います非常な強力なものであります。従つて九條の條件、比較的天や早く考えますれば、ほとんどすべての商店街に及ぶと、大臣の言われたような相當数に及ぶということになるのであります。しかしながら、厳正に九條を考へますと、常識的にはそうそう商店街のごときものが、本法による団体としては生まれ得ないと、こういうふうな常識的に考へられるのであります。結局問題に九條をどう考へるかというところに歸着するわけでありまして、この際としては、大臣の言われる相當数を実現するという御答弁をそのまま聞きとつておくことにいたします。

それから商店街組合に關連するのではありませんが、九條の解釋問題であります。解釋問題で質問することは、はなはだ恐縮でありますけれども、九條には一定の地域内において一定の業種云々であるのであります。この一定の業種というものをどういふふうな解釋するか。普通の常識で申しますと、一定の業種というのは、一定の業種で

けれども、強制加入命令を出す前には、最善を尽して中小企業者に対しても、団体交渉の道及び団体協約の方法によって処理するように御協力願いたいと思います。

それから次に強制加入に関する点であります。これはあるいは衆議院における両院間の修正に關連するものであります。御出席の小平代議士にお伺いした方がいいかもしれません。五十五条で強制加入に対して認証による除外例の道が設けられておる、このことは私非常にけっこうだと思つております。ただ、これは命令が出される場合において、そのときに營業をしてゐる者を対象にしておるのであります。しかしながら、一たびこの命令が出ますと、それから以後において新しく營業を始める者はことごとく当然加入になるのであります。御承知のように中小企業、ことに零細な流通面における企業のごときは常に新陳があり、新しく仕事を開業する者があるものであります。これが実態であります。従つて一たび命令が出れば、そのうち開業した者は、いやでもおもうでも、組合に加入しなければいけません。もともとこの認証の除外例ができましたのは、でき得る限り個人の自由を尊重する、公共の福祉との關連において、慎重に個人の自由というものを尊重するという建前であつたと思ひます。もしそうだとすれば、それが必ずしも命令が出るときに業者だけに限らないのであつて、あとから仕事をやる者に対しても、そういう道があつていいんじゃないか、そういう道が開かれていいんじゃないか、おそろく説明してはあとで仕事をやる者は、もうすでにその組合が存

在しておつて、そういう命令で出ていくという前提であるから、これは当然入つていいというのが御説明でありましようけれども、しかし、認証の除外例を設けていく以上は、やはりそういう人に対しては認証の道をあわせて設ける方が、均衡からいつてもいいんじゃないか、こう思つております。なぜそういうことが考えられなかったか。あるいはいささつになるかも知れませんが、きつめて大きい問題でありますだけに、この際御説明を伺つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(小平久雄君) 御説ごもっともであります。命令の出た後における新規の加入者につきましては、五十五条の第二項によりまして、実施日から二十日を経過した日に、その組合の組合員となる、当然加入するという規定に相なつてきますので、認証の手続をなし得るという道を考慮いたさなかつたわけでありました。

○梶原慶嘉君 お話のように原案はなつておるのですけれども、何がゆゑにそのとき營業をしておつた人は除外の道があり、しばらくおくれで營業を開始したもの、いやでもおもうでも、その開業した日に当然に組合員になつてしまふ。なぜその点についての考慮を払わなかつたのか、こういうことではあります。

○衆議院議員(小平久雄君) 実はその点まで衆議院の段階で、自民党と社会党の話し合いの際に、話題に上らなかつたように実は私は記憶するのであります。従ひまして今私が両院でこういう話があつたといふことは、ちよつと御答弁申し上げかねますが、一面ま

た、すでにそういう事態にあるといふことを承知の上で新規に開業なさる、こういうことではありますからして、あらためてその人に、また入らぬでもよろしい、認証すれば入らぬでもよろしいというほどの道を開く必要もあるいはないのじゃないかという気持ちも実は今するものであります。のみならず、衆議院の段階におきましては、御承知の通り、むしろ新規の、すでに調整事業の行われてゐる際に、新規の開業というものは、場合によつてはある程度むしろ押えるべきじゃないか。現在の中小企業の安定法においてもそういう規定がありますので、それをむしろ政府原案に加ふるべきだといふ意見が強くありました。その点も衆議院で修正をしたようなわけでありました。

○相馬助治君 關連して、今梶原委員によつて提起されてゐる問題は、五十五條の四項の認証の問題についての解釈でございますが、新規業者は当然命令の発せられてゐる事情を知つていて、しかる後においてその業を開いたのであるから、ここで認証というやうな特段な規定を設けて五十五條から除いてやる必要がない、こういうふうな意味の御答弁のようでありますけれども、真に四項というものが、五十五條を無理であるという建前に立つて、五十五條をベターなものとするために、ここに一つの不完全ではあるけれども逃げ道を作つたのであるとするならば、新規業者も当然ここに加えなければならぬのではないか、かように思ふのですが、衆議院段階においてさうなる話し合ひはなかつたと申しますけれども、これについての政府における答弁を、私はお聞きしたいといふ

の一点。
それから第二点は、小平代議士にお尋ねしたいのですが、四項の規定は、新規業者の開業を歓迎しないといふやうな、積極的な意味を含めてのことであるとするならば、問題は新たなる発展をして、きつめて重大であると思うのですが、しかとさうでございませうか、念を押しておきたいと思つております。

○國務大臣(前尾繁三郎君) われわれは、新規業者はこういう組合ができ、また加入命令の出るというやうな状態を知りながら、新規に開業しようといふのでありますから、当然組合に入つていただくのが自然の姿でないかと、かように考え、また、解釈をいたしておるのであります。

○衆議院議員(小平久雄君) 私が先ほど申しましたのは、第五十八條の關係を私は申し上げたのです。安定法にもあるので、今度の団体法にもこれを入れるべきであらう、こういう意見で五十八條を入れたといふことを申し上げます。

○梶原慶嘉君 新しく開業するとき、事態がそうなつておるから、そういうことを考える必要はないといふ御答弁以外に、私おそろく答弁されることがないであらうと思ふ。しかしながら、実質的に考えますならば、認証の除外例が設けられた趣旨からすれば、その趣旨において開業するものについて、も当然その道が開かれるべきだと私は思ふのであります。今後の一つ御検討に待ちたいと思ひます。

それから次は、やはり五十五條に關連するのであります。言うまでもなく強制加入命令は、第九條の條件を前

提にして不況克服のためのやむを得ざる手段であります。従つてこれは性質上臨時的であり、応急的なものだと思ふのであります。従つてこの強制加入命令は当然に期限なり期間なりが付けられるべきものと考えるのでありますけれども、いかが考えられておりますか、お答えをいただきたい。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 御趣旨の通りであります。従つて、強制加入命令につきましては「政令の定めるところにより」という政令をすでに内容をお知らせいたしておりましたが、それに期限を付さなければならぬといふことになつております。そうして現在中小企業安定法では一年といふことに、大体そういうやうな期限をつけるということになると思ひます。もちろん、その不況要件がはずれますと、これは取り消しをいたしますから、一年以内といふ短期に終るものと思ひます。

○阿部竹松君 關連して、認証の問題で一昨晩おそくまで大臣にお伺ひしたのですが、その前に、もう会期もあと三十数時間になつたわけですから、しかし、私どもは百十何條の法文でございしますし、内容が相当不明確な点もございします。十分論議して、りつぱな法律を作つて中小企業の安定をはかりたいといふやうに考えておるわけですが、ところが、新聞調でも御承知の通り朝日、毎日、読売から始まつて、五大新聞あるいはまた北海道の北海道新聞とか、中部日本あるいは西日本新聞、こつちう大きな新聞から小さい新聞まで、十分審議してりつぱな法律を作らうと、こつちう社説なり論説があるわけでありまして。従ひまして通産大臣はこの法を施行される当事者

つゝのカルテルを基調にして団体活動を開始するというのが、私はより適切ではないかと思う。その点からいいますと、最近できました西独のカルテル関係の法制は、いろいろの意味で示唆を与えておると思うのでありますけれども、今後そういう点について通産大

臣としてどういふことが出来るかを、おれ
ちになつてゐるかどうか、これを最後
に伺いたい。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 確かに、
お話し通りに、これは不況打開とい
いますか、非常に消極的なものであり
ます。しかし、積極面としましては、
御承知のように、共同経済事業を営む
協同組合というものが従来からあるの

で、それを中心としてやっていかなければなりませんし、また、眞外者の關係をかまわずにいきましますならば、合理化カルテルというものもやれるわけがあります。従つてまたこの実態に入りまして、われわれとしても、従来以上に共同経済事業の、協同組合のさらに強化促進といひますか、また、この調整事業をやり得るということで、一面

におきまして協同組合の事業もさらに強化される面もありますので、それらの点も考え、さらに積極的な中小企業者の安定ということにつきましても極力指導もし、努力もいたしたい、かように考えております。

○梶原茂嘉君　最後に大臣がお触れになりましたので、御質問するのであります。協同組合との関連であります。

私、強制加入の点について多大の疑問を持ちます一つの原因は、大臣今、お話しになりました共同経済事業との関連であります。共同経済事業というも

のは、やはり加入、脱退自由の団体に
おいて私は健全な発達ができるのであ
る。そうあるべきであると思う。とこ
ろが、今回の団体は調整事業が論議に
なっておりますけれども、同時に経済
事業ができる。経済事業には申すまで
もなく危険が伴うのであります。現在
の農業協同組合も一つの例であります
けれども、経済事業をやります以上は
赤字も伴う。その例も現在の中小企業
等協同組合においてもあるものでありま
す。ところが、強制加入命令が調整事
業の關係において出る。そうすればい
やでもおうでも組合員になる。組合員
になった以上は、その経済事業につい
ての責任をやはり分担しなければいけ
ない。もちろん出資をしないという道
もあります。しかしながら、経費の賦
課は依然かかるのであります。そうい
う組合が、組合が生じた欠損に対し経
費の割当をしてくれば、これは負担せ
ざるを得ない。そういう何といひま
すか、強制加入の制度のもとで大いに経
済的な活動をやらすという考え方は、
従来の協同組合の考え方からいたしま
すれば、考え得ない点でありまして、
組合の経営者からいへば、あるいは便
利かも知れない。しかし、そういう
考え方では、現在あります中小企業等
協同組合法による協同組合の理念とい
うものは、私全く失われると思う。一
体将来通産大臣は協同組合というもの
について、どういう指導理念をお持ち
になるのか、それを一つお教え願いた
いと思う。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 協同組合
がまあ赤字を作るといふようなことで
あります。協同組合自体の使命も
達成できません。また、その商工組合

自体が赤字を出しているというなら、
私は自主的調整能力がありというふう
にもみない場合が多いと思ひます。
従つて加入命令の際におきて入つては
出資を伴わない組合員として入つては
ただのくが妥当だろうと思つておりま
す。協同組合につきましても、今後の育
成指導ということになりますと、これ
は農協についてもいろいろ問題がある
ことは、われわれも重々承知しており
ますが、結局共同施設あるいは共同購
入その他のやり方が適切でないという
ことでありますので、それらにつきま
しては、今後いろいろ企業診断等をや
ります際につきましても十分考えなが
ら、できるだけ適切な共同施設あるい
は経済協力というものをやらせるよう
に努力したいと、かように考えま
す。

○阿部竹松君 認証というものが問題に
なつたわけですが、認証ということ
を、昨晩大臣の答弁のございました通
り、届出ということに解釈したとい
ふ。そうしますと、ただいま
で政府委員あるいはまた、衆議院から
おいでになつております小平先生等
のお話し通り解釈して、強制加入、この
条項については認証によつて組合員で
なくなるといふような説明を肯定いた
しまして質問するわけですが、これは
小平先生にお尋ねいたします。ところ
が、この認証によつて商工組合員でな
くなりません、そうしますと、なくな
つた組合員から、これは第五項です
が、「前項の規定により認証を受けた
者は、その商工組合の行つ調整事業に
係る制限に従わなければならない。」こ
うございます。組合員でないものが
が、そういうことで、これは完全に前

項が生きておるかどうかということな
んでですね。組合員ではなくなつたけれ
ども調整事業に従わなければならない
と、こういうのは明治、大正、昭和三
代の法律を見てもございせん。世界
中の法律、こういうのを見てもござい
せん。小平先生がもし知つておれば
教えていただきたい。こういうべらば
うな法律の解釈、自分のところの組合
員でない者にワケをかける、これはと
んでもない話だと私は思うのですが、
この点は衆議院ではどのような話し合
いでこういう結論を出されたのです
か、その点をまず一つお伺ひいたしま
す。

○衆議院議員(小平久雄君) 第五項の
關係だと思ひますが、認証を受けて、
どうしても入ることに支障がある、こ
ういう者は入らぬでもよろしい、認証
を受ければよろしい、こういうことに
なつておるのですが、しかし、それは
たとえ外部にありましても、調整事業
の制限にはやはり従つてもらうこと
が、全体のために必要であらう、こ
ういふ趣旨からこの第五項が出た、実例
等につきましても、当局から一つお伺
ひ願ひたいと思ひます。

○阿部竹松君 そうしますと、これが
ないよりまだ悪いということになりま
すね。組合員ではなくなつたというこ
とは認めますよ、しかし、組合員でな
い者がですね、当然商工組合員として
発言権がない、総会へ出ることはでき
ないから、しかしやらなければならない
義務というやつはとにかくせられ、
組合員としての権利は主張できないけ
れども、義務だけ履行させられる、こ
ういふことについて矛盾だとお考えに
なりませんか。

○衆議院議員(小平久雄君) 元來この
加入命令を出さなければならぬよう
な事態、つまり臨時的な、非常に業界
全部が困つておる場合でありますか
ら、本来ならば一緒に自主的に加入の
上でやつてもらいたいというのが、大
体この法案の建前になつておると思
う。どうしてもいまだという者を無理
に入れることはどうか、これはいろいろ
むづかしく憲法論その他ありましょ
うが、實際問題からしても、そういう
ことは非常に好ましくないというの
で、この認証の制度を衆議院段階で入
れたわけでありますが、さればとい
つて、そういう人は全然自由でよろし
いのだ、こういうことにはいきませんの
で、なるほど外部にいきませんとい
う事情があるならば、それもやむを
得なからう。しかし、この調整事業等
にはその規程等は一守つていただく
ということが、臨時の処置としては必
要であらう、こういうところでありま
す。

○阿部竹松君 そうしますと、小平
先生の学説は、認証というのは幽霊
みたいな枯尾花であつて、何ら役に立
たないのだという結論になります。
その次に六項にこういうことが書い
てあります。「商工組合は、前項の規
定の適用を受ける者に対し、その商工
組合の調整規程で定める例に従ひ、そ
の調整事業に係る制限を実施するため
必要な限度において、検査を行い、手
数料、経費及び過怠金を課することが
できる。」そうすると、認証によつて組
合員でない者に対して過怠金を取つた
り、経費を取る、手数料を取る、検査
を行う、こういうことになる、ま
すむちゃくちゃじゃないですか、そ

れはどういうことでこういうことをき
めたか。そうすると認証はしてもら
たけれども、一切がございにくくワ
クをかけてしまつて、とんでもないこ
とになる、こういうふうに向うので
すかね。

○衆議院議員(小平久雄君) それはた
だいま申し上げたのと同じ趣旨による
わけでありまして、まあ、何と申して
も、同一の業種の人と申しまして、
どうしてもその商工組合に入るのはい
やだ、いろいろいやな理由もこれはた
くさんございましょうが、組合の方が
悪いから入らぬという人もありましょ
う。しかし場合によつては、ときには
入らないことが、むしろいふゆる何と
いいますか、俗な言葉で言うあまの
じゃくといふか、じゃや馬といふ
か、そういうたむしる入らぬことにつ
いて、一般的にむしる入らぬ方が不
当だとみられる場合もあると思ひま
す。原因はいずれにいたしましても、
どうも入りたくないという場合には、
認証を受けるわけでありまして、先
ほど申しました通り、しからばとい
つてその人を全部自由な活動を認めてお
くといふことであつては、これはその業
界全体のために困る、こういう場合に
は臨時の期間この程度の制限を受ける
といふことは、大きな目的を達するた
めには必要であらう、こういう趣旨で
あります。

○阿部竹松君 そうしますと、今小平
先生のおっしゃつた、へそ曲りか鼻曲
りかわりませんが、そういうのがい
るからといって、四項でそれを認めた
わけですね。そういういやな人があ
たら、その組合長がいやだという人が
あるかもしれないし、その組合の氣風

がいやだという人があるかもしれないし、われわれはそういう組合を作らぬでもないという人があるかもしれない。そういう人のためにその四項で認める。しかも五項、六項でびたりと押えてしまふということになれば、法律としてまことにめちやくちやな法律であつて、そうなるとにかくこの四項以降がない方が、かえつて、法律のよしあしは別ですよ、四項以降がない方が、法律として筋が通つておる、こういうことになりはしませんか。かえつて、法律としてはさつぱり筋道が通らぬことになつて、何を書いておるかわからぬ。一方ではこれは認めますよ、一方では認めません、罰金も取りましょう、手数料も取りましょう、検査もやりましょうということになつたら、全然筋が通らぬ法律だと私は思うのです。

○衆議院議員(小平久雄君) あつては、そういうふうにも解釈されるかもしれないが、根本は、要するに加入の強制をしつぱなしということ、いかにこれは何と申しますか、多少の疑義もありますし、します、こういう道を開いてやるのがやはり現在の法律のもとにおいてはよろしかろう、こういうことに落ちついたわけでありませう。つまり、加入させること、調整事業で規制をするということ、別個に考へて、こういう書きぶりになつたわけでありませう。

○阿部竹松君 これは、小平先生、全然別個だとお思いませう。こういう道を講じてあげたとおっしゃるけれども、しかし、そういう道になつておらぬというのが私の考え方です。

この法文通り正しく解釈していけば、そういうことにこれは当然なるわけですよ。かえつて逆にこれを適用することによつて、商工組合に対する発言権や、その他の議決権はなくなるけれども、やられることは同じことをやられるのじゃないかということ、この四項目から八項目まであることが、かえつておかしくなるという私の考え方です。衆議院の段階で、どういうお氣持で、どう御議論で、どういうこと、どういふ結論が出たかと、こういうことなんです。

○衆議院議員(小平久雄君) まあ、衆議院の段階では、なるべくもう加入命令などなくても、なるべく業界の非常の場合ですから、全部が加入してやつていただくということを一歩強く望んでおるわけなんです。それから、なおかつしかながら、どうしてもいまだ、入らないというものがあつた場合に、それが非常に妨げになつてゐる場合には、命令することもやむを得ぬだらう。しかし一面また、それを命令のしつぱなしで、どこまでも中に入れていくということもどうか。もし命令によつて入つていただきますならば、この七項によつて新たに入つた人の意思、発言の機会も与える。それによつてあらためてこの調整事業を検討し直す、そういうこともしなければいかぬというところも加へて、要するになるべく入つていただく、こういうお氣持でこれをやつたのであります。(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○相馬助治君 今の阿部君の質問に関連して、私は川上長官にお尋ねしておきたいと思うのですが、阿部君が疑問としておりますように、五十五条の規定がかなり窮屈なものであるからして、そこで幾分逃げ道を作るといふので、四項に規定するやうな方法で、認定という段階を設けて逃がしておく。そうすると、また同時に、次に五、六において嚴重に縛つておる。これはです、よい、悪いということではなくて、意見の相違の問題でなく、法の建前として私どもは疑問があるといふのです。率直に申しますと、内容のよしあしは別といたしまして、政府原案ならば筋は立つていたが、衆議院の修正によつてこの法律が繁雜に書きかえられ、しかもこの法律がかなりむづかしいものになると、いわば立法技術的にいうても、かなり問題がある。こういう点で阿部委員がついてゐるのでございませうが、政府の、特に事務当局としては、この問題についてどのような所見をお持ちですか。これは政府の事務当局のあなた方が、衆議院において満場一致議決された法律について、とやかく言うべき筋でないということも一応わかりますけれども、この法を執行する立場にある者といつたしまして、その責任上、やはり法解釈はあなたたちの説を、私どもは十分聞いておきたいのであります、その建前から御答弁をわすれたいと思ひます。

○政府委員(川上爲治君) 私の方としては、この問題につきましては、いろいろと検討をいたしましたのでありますが、ただいま小平議員の方から話がありまして、別に法律構成としては、これで差しつかえないといふふうに考へておりますし、また、現実に認定を受けて、入らない人でありまして、どうしても調整事業に従つてもらわなければならぬと、それが公定がかなり窮屈なものであるからして、そこで幾分逃げ道を作るといふので、四項に規定するやうな方法で、認定という段階を設けて逃がしておく。そうすると、また同時に、次に五、六において嚴重に縛つておる。これはです、よい、悪いということではなくて、意見の相違の問題でなく、法の建前として私どもは疑問があるといふのです。率直に申しますと、内容のよしあしは別といたしまして、政府原案ならば筋は立つていたが、衆議院の修正によつてこの法律が繁雜に書きかえられ、しかもこの法律がかなりむづかしいものになると、いわば立法技術的にいうても、かなり問題がある。こういう点で阿部委員がついてゐるのでございませうが、政府の、特に事務当局としては、この問題についてどのような所見をお持ちですか。これは政府の事務当局のあなた方が、衆議院において満場一致議決された法律について、とやかく言うべき筋でないということも一応わかりますけれども、この法を執行する立場にある者といつたしまして、その責任上、やはり法解釈はあなたたちの説を、私どもは十分聞いておきたいのであります、その建前から御答弁をわすれたいと思ひます。

共の福祉に私どもの方としましては、必要だといふふうに考へますので、今お話がありましたやうな、小平先生の意見と同様に私の方といたしましても考へております。

○相馬助治君 私どもが昨日認定の問題につきまして質問いたしました際に、政府の答弁は統一されていなかったと思ひます。本日梶原委員の質問によりまして、認定について前尾大臣の答弁がなされたのでございませうが、いまだ昨日の不統一が明確になつておりませんので、重ねてこの点をお尋ねいたします。まずお尋ねしたいと思ひます。これは、認定といふのは、意思表示をなされたものを確認する行為と、かように述べておられますけれども、さういふ点で、この確認といふ、政府がなされる行為の中には、取捨選択ないしは確認しないといふ内容も含まれてゐるのでございませうか、どうですか。

○國務大臣(前尾繁三郎君) これは形式行為でありますから、何ら自由裁量の余地はありません。その点を確認すればいいのでありますし、それ以上に出ることはないであります。

○相馬助治君 そういたしますと、加入することに支障あるもの、というその支障という内容は、支障ありと感した当事者が、主観的に判断すれば足りるという小笠次官の説明もあり、ただいまの大臣の、認定といふ中には、自由裁量の余地はないと、こういうふうには考へますと、修正するかしないかは別といたしまして、認定といふものは、法律用語としてあらゆる届出と同断である、かように解釈して差しつかへございせんか。

○相馬助治君 いま一点、重ねていふ点……昨日の質問に関連して疑問の点を質しておきたいと思ひます。今言つたやうに、私どもはこの認定の問題について、不審の点をただしたのであります。ただいまの大臣の答弁で大体了解ができました。ただ、こゝで重ねてお尋ねしなければならぬことは、第一項の規定による命令があつたその瞬間から次に支障があると判断して、認定を求めたものが認定をされた、その瞬間までのその間は、一体命令を受けたものは組合員なのですか、それとも除外されてゐるのですか。

○國務大臣(前尾繁三郎君) それは組合員ではありません。

○相馬助治君 そうしますと、全く四項によつて、単に支障ありと思はれるものが届出をする。それで組合員というものは、それはございまして、認定をして差しつかへありませんか。

○國務大臣(前尾繁三郎君) ときほどすと言ひますより、そのときまで組合員でありませう。また、その後においては組合員でないといふことになりませう。

○相馬助治君 昨日からさういふふうに首尾一貫した答弁であれば、私どもは了解するのであつて、認定といふこ

渉はしないという契約をいたしました場合には、これは民法契約自由の原則に基いて、この契約も必ずしも無効とは言わないが、これとこれと競合した

場合に、どちらの方が優先をすることかというのを、私はお尋ねをいたしました。総理大臣は答弁をすることができなかった。通産大臣も同席でございましたが、そうして法制局と相談してお答えをしましょうということになっております。その点、法制局長官来ておられますか。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 私から御答弁申し上げます。これは法制局とも打ち合せた上でありますので……。この団体交渉に應じなければならぬという義務は、法律上の義務であります。この法律に定めた義務を果されないと、いう契約は、民法の九十一条の公序良俗に反する契約でありまして、無効であります。従つて優先するとかしない

とがというのではなしに、全然無効な
 んです。

○島満君 無効であるかどうか、私は
 存じません。しかしながら、民法九十
 一条の公序良俗に反するから無効であ
 るということは、私は言えないと思ひ
 ます。どこが公序良俗に反しておりま
 すか、その契約が公序良俗に反する
 ということは、たとえば赤線地域にお

て働く。そうして、お前には幾らの報酬を手えようなどというような、こういったような公序に反するというような契約をした場合には、無効である。こういう判例があります。しかしながら団体交渉はよくないという契約が、今も現になされておる、公序良俗に反するということが無効であるとい

とこういうことをおっしゃる、そうでは
しょう。あなたが強制加入の必要性を
力説された、その理論的な根拠という
ものは外部的要因です、公共の福
祉、国民経済の発達、これはみんな外
部的な要因、中小企業から見れば……
今はそうではない、外部的要因を持っ
てきてきつことはできないとおっ
しゃる、この関連においてはいかがで
ございませうか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 加入命令
を出します場合には、これは自主的調
整の可能な組合でありまして、いわば
ごく少数の内部的な、当然入るべき人
が入らないという場合であります。こ
れは万般の外部の関連した事業とい
うことになりまして、そこまで発展し
ますと、これはむしろ公共の福祉と
いう抽象的な概念に、非常に広範囲の
意味におきましては該当するにしまし
ても、おのずからそこには段階がある
のでありまして、どれもこれも一緒に
するという考えで私は処理すべきでは
ないと、かように考えております。

○島清君 どうも大臣の答弁として、
あまり主観的すぎます。やはり
御答弁というものは客観性を帯びなけ
ればいけません、ただだきませんよそ
れは。あれをもつてするにこうい
う説法をもつてする、これを説明するに
はこの例をもつてするといふような形
では、私はこれはその説明にはならな
いと思う。説明というものは、やはり
その普通妥当とまではいきませんけれ
ども、やはり客観性を持たないといか
んと思ひます。それはそうとしまし
て、小委員がみえておられますの
で、御退屈でもございませうし、ま
た聞きたいと思つておりましたので、

御説明をいただきたいと思ひますが、
私たちは議会の閉会中にあなたにお越
しをいただいたときに、私たちの考え
方をいたしました、どういふようなPR
がなされていようとも、この法案だけ
によつて中小企業者が救われるとい
ふことの結論は出ない、これと相待つ
て、ほんとうに国家の施策として中小
企業者の安定と発展をはかるうとする
のには、それに付随するところの三法
が備わらなければならぬ、すなわち
小売商業者に対してはどうするか、さ
らに大企業の圧迫であくせくしてあり
ますところの中小企業、また、なか
んずく零細企業に対してはどうするか
という、産業分野をどうするかという問
題と相並行して行われなければ、これ
は片ちんばになつてちやうののだと、こ
ういふことを申し上げたのです。その
とき今あなたとこの委員会の方に
提案をいたしております、日本社会党から
の関連の法案について、もっと良心的
にこれを取り上げていただいて、この
法案と同時に成立せしめるように、御
熱意を一つ傾けていただきたいとい
う御要求を申し上げました。そのとき
小平さんはそれはもっともであるとい
うことで、一つ委員会の方に持ち帰
つて、相談をして趣旨に沿ひましよう
といふような御返事をいただいたと思
つておりますが、その間の経過につ
いて御説明をいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(小久保雄君) 御指摘の
通り、休会中の当委員会において、島
先生から今お話しした通りのお話がござ
いました。そこで、私はあの際御答弁
申し上げました通り、直ちに衆議院の
商工委員長にも、参議院の段階でこ
う

いう話があったので、こつちの答弁を
しておいた、しかるべく御善処願いた
いといふことを直ちに私は連絡いたし
ておきました。次いで、この臨時国会
に入りましてからの運営は、衆議院の
方の商工委員会の運営は、理事会等
にお諮りした上で相談の進みに従つ
て今日までずっとやっております。で
ございますが、実は私も理事の一人なの
であります、やむを得ぬ事情があり
まして、私は理事会そのものには実
際臨むことができなかったものであり
ます。そこで、理事会の打ち合せの模
様を今詳細にこゝで申し上げるわけに
いきませんが、委員長には先ほど申し
ました通り、臨時国会前から私は直
ちに御連絡を申し上げておきましたし、
社会党の理事さんの方からも、あるい
はそういう御要求があったのかないの
か、私も実はよく存じません。いづれ
にいたしましても理事会の決定に従
つて運営が行われておるわけであり
まして、そこでは、まだいかなるが社会
党の御提案になつておられる、継続審
議になつておられる法案の審議にま
ではお入りになつておられないよう
でございます。ありのままに私は申し上
げておきます。(委員長、議事進行)と
呼ぶ者あり)

○島清君 それははなはだ、われわれ
と約束されまして、その熱意のほどは
まあ努力されたでございませうけれ
ども、お約束をされて、私たちが期待
を申し上げたほどの成果を上げてない
ようでありまして、社会党側の方から
はどうなんですか。春日さん一つ、あ
なたも僕らの方の要求を、非常に、善
処しようと思つて、同時成立を私は約
束されたと思つておつたのです。そ

ういふような私は意味を含めて、意思
を含めて、そこで御質問申し上げたわ
けなんです。もしそこに、そこが
あったとするならば、届出を認証とい
うものが、確認といふものが、非常に
そこをやるのと同じです。私の言
放しで、問題がそこ効果が発生する
ならそれはよろしいわけなんです。し
かし、僕が要求し、あなたが合意をし
て、さらにそれが具体的に事実が作ら
れなければ、ここに姿といふものは出
てこないわけですから、それだけ違
うわけです。認証といふ問題は、届出と
確認といふことをそれだけ違つて
す。ですから春日さんにも、一体僕ら
の要求に対して、一体商工委員会の方
で、どの程度の熱意をもつて審議され
ておるかいつごろ一体参議院の方に
送つていただけるか、ちよつと御説明
いただきたいと思ふ。

○衆議院議員(春日一幸君) 党の決定
は御承知を願つております通り、プ
ラスアルファの成果を期して成立をは
かるというところ、第二項目に、現在
の中小企業が当面いたしております
経済事情の中においては、ただひとり
この法律案の成立のみを期して
は、その成果を期したいので、従
まして御指摘、また本日本委員会に強
い主張のありました、すなわち他の二
法案、中小企業の産業分野の確保に
関する法律、それからもう一つは、商業
調整法、政府からの小売商振興特別
措置法であります、この法案の同成
立をはかる、こつちの案件が党の方針
として決定されておりますので、従
ましてこの党の決定に基づきまして、衆
議院段階においても御要請の通りの努
力が続けられておるものと、理解をい

たしております。
○島清君 強制加入の問題と関連をい
たしまして、今までは全然私は聞いて
おりません、聞こうと思ひながら聞い
ていない問題がたぶんあるわけであ
りますが、こゝで一ぺん、まずその一
つの例をいたしましてお聞きしたいの
は、公共の福祉のためにという抽象的
な名詞によつて自由意思が尊重され
ないで、強制加入の処置がとられる。そ
れは中小企業者であるがゆえにそう
いふようにとられるわけでありませ
う。ところが、中小企業者といふのは、た
だ単に経営者だけではないわけであ
る。中小企業者の中には労働者がいる
わけでございます。そこで、労働者は
労働組合を作ることが憲法によつて認
められてゐる。それは国鉄におきま
しても、日教組におきましても、どこ
においてもそれは官民たる……、労働組合
は憲法の基本的な権利として認めら
れているのであります。ところがその組
合におきましては、第二組合という
うなものが非常に奨励をされて作ら
れるような傾向にあるのです。たと
えばその中小企業者の労働者が、こ
れは一つの労働組合を作っても、こ
れはまた、分裂したところのた
くさんの組合になるのかもしれない。
私がこゝでお聞きしたいのは、中小企
業といひましても、中小企業者の生
産……、鉱工業生産業者でございま
す。ならば、その製品を販売する。しか
し、その中小企業の中におきまして
その労働者は、その労働力を売つて、さ
らにその対価を得るわけでありませ
う。これは、中小企業といひましても
は、一つの中小企業の企業体の中に
あるわけでありませう。しかしながら、こ

たしてあります。
○島清君 強制加入の問題と関連をい
たしまして、今までは全然私は聞いて
おりません、聞こうと思ひながら聞い
ていない問題がたぶんあるわけであ
りますが、こゝで一ぺん、まずその一
つの例をいたしましてお聞きしたいの
は、公共の福祉のためにという抽象的
な名詞によつて自由意思が尊重され
ないで、強制加入の処置がとられる。そ
れは中小企業者であるがゆえにそう
いふようにとられるわけでありませ
う。ところが、中小企業者といふのは、た
だ単に経営者だけではないわけであ
る。中小企業者の中には労働者がいる
わけでございます。そこで、労働者は
労働組合を作ることが憲法によつて認
められてゐる。それは国鉄におきま
しても、日教組におきましても、どこ
においてもそれは官民たる……、労働組合
は憲法の基本的な権利として認めら
れているのであります。ところがその組
合におきましては、第二組合という
うなものが非常に奨励をされて作ら
れるような傾向にあるのです。たと
えばその中小企業者の労働者が、こ
れは一つの労働組合を作っても、こ
れはまた、分裂したところのた
くさんの組合になるのかもしれない。
私がこゝでお聞きしたいのは、中小企
業といひましても、中小企業者の生
産……、鉱工業生産業者でございま
す。ならば、その製品を販売する。しか
し、その中小企業の中におきまして
その労働者は、その労働力を売つて、さ
らにその対価を得るわけでありませ
う。これは、中小企業といひましても
は、一つの中小企業の企業体の中に
あるわけでありませう。しかしながら、こ

の組合、労働組合に對しましては、第二組合を作らうと、たくさん組合を作らうと、これは勝手だということになる。ところが、中小企業者だけではそれは第二組合も、アウトサイダーも許さぬと言ふのです。この矛盾したことに對しては、どうもやはり私たちが理解することができないのですが、われわれが理解できるように、大臣の説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 中小企業者の団体と、労働組合の団体は非常に違ふと思います。一つは、中小企業者はお互いに競争して、過度の競争をやっているという現実であります。労働組合、あるいは労働組合員というものは、私にはそういう意味の競争はないのであります。その過度の競争によって非常に安定を欠いているというのが両者の非常な違いだと私は思います。

○島清君 それはもちろんそうです。過度の競争をやっているのであるから、で消極的にこういう法律が必要を帯びて参りまして、過度の競争を防止して、そうして中小企業の安定をはかつていくというものが、この法律の目的のほうでございます。これがその法律の表面でございます。消極性の意味するものでございます。ところが、あなたたちは、その強制加入と関連をいたしまして、そうしてその積極的な強制加入というその国家意思を發動されておられる。そこで私たちの考えからいたしますならば、強制加入の問題にいたしまして、中小企業者の諸君は過度の競争で倒産が続出している。すなわち不況要件が発生をして、これでは困るのであるから、こういう

ふうな救済しなければならぬと言ふ。ところが、それに反対、この法案に反対される諸君は、いわゆる消費者の方々は、こういう法律ができると困ると言っておられる。困ると言っておられるのであるが、私たちは、しかしながら人が今倒産しようという場合には、あなたがたが困るからと言つて、そうしてその中小企業者を見殺しにするということとは、同じ日本人として隣人愛に欠けるものがあるからして、もう少し隣人愛を一つ発揚してもらつて、そうして中小企業者が成り立つていくようにということを私たちは説明をして、納得を願おうとして努力をいたしているわけでありまして。そこに、大臣が院外に目を向けられます。すなわち、先刻阿部君が申されましたように、すなわちきのうも朝日新聞や、毎日新聞が社説に取り上げて、さらに慎重でなければならぬと、強制加入のごときはこれは行き過ぎである。しかもまた、けさの新聞におきましては、ここに消費者の方々が、環境衛生法が通つてきたおかげでこういうふうな物価が上つたと言つて、新聞にちゃんと物価の指数まで出ておるのであります。こういう方々に対しまして、私たちはこうしなければ、こういう法律を制定しなければ、すなわち中小企業の諸君は倒産をして、不況要件ができたときには、これはかわいそうであるから、隣人愛を發動して、それで法律の制定はやはりこれは必要じゃないかと申し上げておるのであります。こういうことを申し上げているのです。ところがあなたの場合には、強制加入の場合には非常な積極的な意思をここに表明をされる。ところが、また消極的な説

明をされるのです。よしんばあなたの方々がその強制加入受当なりと、今院の外における世論を無視して、強制加入だ、この法律を通さなきゃならぬという考え方でございますならば、これもおやりのその理論は、先ほどから申し上げておきます通り、公共の福祉という一つの抽象的名詞である。ところが、その中小企業の中に働いておられるのは、必ずしも経営者だけじゃない。労働者もそうなんです。その労働者は労働組合を幾つ作つてもよろしい。むしろ政府の方はそれを奨励をして、幾つ作つてもよろしい。しかし、中小企業者はたつた一つのもので、なきやいかんと強制をしておられるのです。そこにお分れるところの理屈は、一つはそれは自分の力を売るものであります。それからまた一つは、その力を利用して、わずかにばかりの資本を投じて製品を作つて、それを売るといふことに段階的なものは分れておりますけれども、私はその選ぶところのものは別々じゃないと考へておるのであります。今大臣からせつかく御答弁がございまして、たけれども、その程度の御答弁では私は納得がいかないと思つておるのであります。憲法に保障された労働組合を、分裂政策を懲罰されておられるところの企業、あなたの組織については、いやがる企業、この業者にまで、いやがる業者にまで国家意思で強制しようという加入条項に固執されるかということなんです。その異質のものじゃない、同質のものが、形が違ってある場合にはこういう説明がされておられる。ある場合には否定的な説明、ある場合には肯定的な説明、ここに一つ一貫したところの説

明がなされておられない。この一貫した説明、いついかなる場合でもこういうふうなものさしをもって、このものさしではかつていくのだ、こういうふうな一定のものさしがないやうなものであります。このものさしの説明です、これが欠けておられるので、どうも理解できないのですが、もう一ぺん、一つわからしむこととございませうけれども、御説明をお願いいたします。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 労働組合と中小企業の組合というものは、先ほど来申しておりますように、全く私は異質のものだと思つておられます。過度の競争をやつていくのが自然の姿の中小企業者の組合、過度の競争が起る心配のない労働組合と、私は全然別個にして考へていかなきゃならぬと思つておられます。まして、過度の競争が行われますにつきますと、加入命令のごときはもうごく限局して、どうしてもこれをやらなければ中小企業者全体は救われないうのだ、こういうときに初めて発動しておるのであります。また今度は関連の取引の業者との関係といひまして、これはいづれも今度は同業者同士とは非常に違ふもので、それでお互いに違つたものは、その異質の程度に依じて、別個の制度を作つていかなければ実効が上らぬことは、もう私が申し上げるほどのこともないもので、大体において島先生の御質問の中に、御回答が中に含まれておると私は思つておられます。(うまいこと言ふな)と呼ぶ者あり)

○委員長(近藤信一君) 島君、ちよつとまだ御質疑中ですけれども、ちよつと先ほど高橋君から御発言がありまして、た動議の件につきまして、その取扱

- 方協議のため、暫時休憩いたします。
午後三時四十分休憩
(休憩後開会に至らなかつた)
- 十一月九日本委員会に左の案件を付託された。
- 一、小売商業特別措置法案一部修正に関する請願(第一八八号)
 - 一、県営発電電力の県内売電制度確立に関する請願(第七五号)
 - 一、政府系中小企業専門金融機関の強化に関する請願(第七六号)
 - 一、中小企業団体法制定に関する請願(第二八七号)(第二八八号)
 - 一、福島県南部地方総合開発促進に関する請願(第三五〇号)
 - 一、鉱業法改正等に関する請願(第四〇六号)
 - 一、中小企業団体法制定反對に関する請願(第四〇七号)(第四〇八号)(第四〇九号)(第四一〇号)(第五五七号)(第五五八号)
 - 一、地方公設指導機関強化に関する請願(第四一一号)
 - 一、水洗炭業に関する法的措置の請願(第四二二号)
 - 一、東北開港事業の推進に関する請願(第四五七号)
 - 一、金属シリコン精製助成に関する請願(第四九四号)
 - 一、バナナ輸入外貨資金人口割の合理的割当実施に関する請願(第五二二号)(第五二二号)
 - 一、中小企業育成強化に関する請願(第五九五号)
- 第一八八号 昭和三十三年十一月一日受理
小売商業特別措置法案一部修正に関する

る請願

請願者 大阪府知事代理 山村 庄之助

紹介議員 赤松 常子君

政府は小売商業特別措置法において当初の案を變更し小売市場の開闢については許可制を登録制に改め、小売市場関係の権限について指定都市の特例を定めたものであるが、小売市場の許可制は局地的濫設を防ぐことによつて経営の適正合理化を図り、もつて消費者大衆の利益を増進するため、新規開設については知事の許可制とし、また指定都市の公設市場について、登録申請者と所管行政庁とが同一人となり不合理である上、市場に対する行政事務は知事において広域的な処理が必要であるから、その権限を一元的に府県知事に帰属せしめるよう小売商業特別措置法の一部修正をせられたいとの請願。

第七五号 昭和三十一年十一月一日 受理

県営発電電力の県内売電制度確立に關する請願

請願者 長野県議會議長 高橋 廣躬

紹介議員 羽生 三七君 棚橋 小虎君

立地条件が水力発電に適した発電所は、その反面においていちじるしい産業未開発地域となつてゐるが、これらの後進性を排除しその県の産業経済の発展を図るため最少限度の県営発電の電力程度のもものは重点的に県内へ投入すべきが当然と考えられるから、現行電気事業法をすみやかに改正してその発電電力を特別に県内へ売電できるように

措置せられたいとの請願。

第七六号 昭和三十一年十一月一日 受理

政府系中小企業専門金融機関の強化に關する請願

請願者 長野県議會議長 高橋 廣躬

紹介議員 羽生 三七君

現下の中小企業の経営実態は、金融引締の強化につれて設備運轉の資金面において極度に窮乏し、加うるに大企業の大の悪影響をもたらし、そのため困窮または転落を予想される企業が日を追うて増加しているから、(一)市中金融機関の中小企業向け融資を積極的に促進すること、(二)政府系中小企業専門金融機関の資金量を増加すること、(三)国庫余裕金、資金運用部資金の活用による民間中小企業専門金融機関の強化をはかること等の措置をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第二八七号 昭和三十一年十一月二日 受理

中小企業団体法制定に關する請願

請願者 福島市大門福島農工商 會議所連合會會長 須 藤仁郎外三名

紹介議員 石原幹市郎君

全国二千万の中小企業者が、その事業の興亡をかけて渴望した中小企業団体法案は、前国会において継続審議となつたが、同法案成立の可否は、中小企業者の存立を左右するものであるから、臨時国会において同法案の成立を期せられたいとの請願。

第二八八号 昭和三十一年十一月二日 受理

中小企業団体法制定に關する請願

請願者 岡山県新見市新見九 〇三上嘉一郎

紹介議員 近藤 鶴代君

中小企業者は、国民経済上重要な地位を占めているにもかかわらず競争が激しく、かつ規模も小さいため、取引上いつも不利な立場に置かれ、事業も生活も極めて不安定な状態にあるから、この不遇な中小企業者の経済的社会的地位の向上を図るために、(一)団体交渉権、(二)アウトサイダー規制、(三)義務加入、(四)独禁法の適用除外、(五)民主的自力運営、(六)組織法の一元化等を骨子とした、業種別に、合理的に検討、分類、規定した中小企業団体法を議員立法によつて実現せられたいとの請願。

第三五〇号 昭和三十一年十一月四日 受理

福島県南部地方総合開発促進に關する請願

請願者 福島県田村郡三春町南 町四田村地方町村會 内 宗像徳弥

紹介議員 石原幹市郎君

福島県南部地方に存する各種の天然資源の開発は国家的見地からみても急を要するものである。中でも鉱業部門では、金銀、鉄、天然珪砂、石膏、ろう石、悪炭、珪石等の地下資源が未開発のまま残つており特に田村郡地方には無尽蔵の石灰石が埋蔵されてあり、この開発並びに化学工業化は本県の産業に多大の貢献をなすものであるから東北総合開発計画の一環としてすみやかに

に開発を促進せられたいとの請願。

第四〇六号 昭和三十一年十一月四日 受理

鉱業法改正等に関する請願

請願者 福岡県八幡市長 守田 道隆外一名

紹介議員 安部 清美君 西田 隆男君

地下鉱物資源の採掘と地上権者の利益保護との調整は国家の鉱業政策上最も重要な課題であるが、現行鉱業法は数次にわたり部分的には改正されたけれどもいまだ時勢の進展と社会環境の變遷に即応せず、地下資源偏重の旧態依然たるものがあり、特に京浜、京阪、神、中京、北九州の如き重要工業地帯において現行法をあくまで適用するときは、重要産業の発展をいぢるしく阻害し、鉱害の復旧もほとんど不可能となる虞があるから、これらの地域の地下資源採掘について特別の考慮を払うため特定地域とするよう鉱業法を改正せられると共に、さし迫つた八幡市地区の石灰採掘について特別緊急の措置を講ぜられたいとの請願。

第四〇七号 昭和三十一年十一月四日 受理

中小企業団体法制定に關する請願

請願者 埼玉縣熊谷市熊谷五二 七埼玉縣冷凍工業會 内 栗原正雄外六名

紹介議員 小林 英三君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第四〇八号 昭和三十一年十一月四日 受理

中小企業団体法制定反対に關する請願

請願者 東京都港区芝三田功運 町二一全日本金屬鉦山 労働組合連合會内 原 口幸隆

紹介議員 栗山 良夫君

政府は、第二十六国会で多くの不信と不安の念を残して継続審議となつた中小企業団体法を今国会においてあくまでも通そうとしてゐるが、この法案作成の意図するところは、過当競争に苦しみ中小企業を守るために強制的に組織し、政治的発言権をもたせようとするものだ」と政府が主張しているところ、中小企業を官僚やボスによつて統制し、権力によつて圧迫し、零細業者を業界から排除しながら政府独占が意図している憲法改正再軍備の路線の上にのせようとするものであるから、こゝうした意図をもつ法案には絶対反対であるとの請願。

第四〇九号 昭和三十一年十一月四日 受理

中小企業団体法制定反対に關する請願

請願者 広島市難波町一八〇 広島県労働組合會 内 大原亨 藤田 進君

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第四一〇号 昭和三十一年十一月四日 受理

中小企業団体法制定反対に關する請願

請願者 東京都港区麻布一本松 町七日本都市交通労働 組合連合會内 久保政 吉

紹介議員 重盛 壽治君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第五五七号 昭和三十三年十一月五日受理
中小企業団体法制定反対に関する請願
請願者 和歌山市真砂町一ノ一 和歌山県地方労働組合 評議会内 高田正雄

紹介議員 荒木正三郎君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第五五八号 昭和三十三年十一月五日受理
中小企業団体法制定反対に関する請願
請願者 愛媛県松山市南宮古町 八ノ一 日野里美

紹介議員 湯山 勇君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第四一〇号 昭和三十三年十一月四日受理
地方公設指導機関強化に関する請願
請願者 福岡市須崎裏町五七 松居庄治郎外八名

紹介議員 吉田 法晴君
わが国繊維産業の生産の大部分を占める中小企業者は、近時化纖、合成纖維等の発達、各種加工技術の進歩に伴い、常時多くの試験研究を必要としているがこれらの技術指導の中心である公設指導機関は、現下の地方財政の困難からその責任をはたすに足らない状態にあるから、これら地方公設指導機関の施設の近代化、研究技術者の強化

を図りたいとの請願。

第四一二号 昭和三十三年十一月四日受理
水洗炭業に関する法的措置の請願
請願者 福岡県知事 土屋香鹿 外四名

紹介議員 吉田 法晴君
近年炭界の好転に伴い、水洗炭業者の続出ははなはだしく、近隣の農地、道路並びに中小河川は多大の損害を被っている実情で、関係市町村は条例の策定実施その他対策を講じこれに対処しているが、これが完べきの方策を樹立することが至難であるから、水洗炭業に対する認可基準並びに責任に関する法的措置をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第四五七号 昭和三十三年十一月五日受理
東北開発事業の推進に関する請願
請願者 山形市旅籠町三七四山 形県町村議会議長会内 樋口友太

紹介議員 海野 三朗君
東北住民が待望していた東北開発促進法並びにこれに伴う二法案は成立されたが、この東北開発三法の内容は東北住民の希望する域に程遠いものであるから、東北住民の所得の実態、事業計画に対する財源対策の実情を調査し、(一)東北開発事業に対する国庫補助率を引き上げること、(二)東北開発公庫に対する政府出資額を増額すること、(三)開発公庫の投融資の対象となる事業体の資本金額を引き下げるのと、(四)東北開発株式会社に対する融資額を増額すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第四九四号 昭和三十三年十一月五日受理
金属シリコン精製助成に関する請願
請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷 五ノ九三七特殊金属産業株式会社取締役社長 小野寺誠

紹介議員 東 隆君
国内に豊富に存在するシリコン原料を活用して電子工業の最重要資材である金属シリコンの生産及び生産技術の確立を図ることは、現下最大の急務であるが、資金の面において困難を感じているから、これが解決について特段の配慮をせられたいとの請願。

第五二二号 昭和三十三年十一月五日受理
バナナ輸入外貨資金人口割の合理的割当実施に関する請願
請願者 東京都新宿区若葉二ノ八 バナナ業者同志会内 芝濱

紹介議員 湯山 勇君
バナナ輸入外貨資金の人口割はバナナの偏在を避け低廉価格の実現と消費の便益にもとづき公平円滑を計ることを目的とするものがこの達成のためには人口割の合理的割当がきわめて大切であるから(一)総額の七十五パーセントは昭和三十一年度上期割当の輸入実績に照らし、二十五パーセントを人口割にすること(二)全国組織を有するバナナ業者同志会を通じ適正なる割当配分を図ること(三)人口割当は加工実績者(色付業者)に重複して割当しないこと(四)外貨資金割当実務の合理化を図る

ことなど、一般民衆の利便と、中小業者の育成のため昭和三十三年度下期人口割について合理的割当を実施されたいとの請願。

第五二二号 昭和三十三年十一月五日受理
バナナ輸入外貨資金人口割の合理的割当実施に関する請願
請願者 東京都新宿区若葉二ノ八 バナナ業者同志会内 柴田勇

紹介議員 海野 三朗君
この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第五九五号 昭和三十三年十一月五日受理
中小企業育成強化に関する請願
請願者 滋賀県議会議長 船野 長人

紹介議員 西川基五郎君
わが国経済の根幹をなす中小企業の振興こそ経済の安定と成長を保障するものであるから、政府は、中小企業振興のため積極的な育成施策を続けられる共に、とくに経済総合対策の問題点である中小企業へのしわ寄せ緩和を計るため、(一)今後とも積極的に中小企業金融を拡大するため政府資金の融通増額を計ること、(二)財政資金の預託増額を計り、中小企業専門金融機関、市中銀行の融資をふやすこと、(三)設備近代化資金について、特に後進県を考慮すること、(四)信用補完制度を拡充するため、信用保険特別会計から信用保証協会に対する融資については、すみやかに貸付の措置を講じ保証基金に繰入れのできるように考慮すること、

(五)下請代金支払遅延防止法を厳正に適用すること、(六)輸出振興のため輸出手続を簡素化すると共にナジコム制限の緩和を計ること等の措置を講ぜられたいとの請願。